

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL. 03-3243-7331
 FAX. 03-3246-1984
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

調査と情報

昨年一月末～二月初旬に開かれたWTO閣僚会議は決裂に終わった。本会議はWTO再交渉を開始するにあたってその議題を決定することをねらいとしていた。決裂の原因として農業、アンチダンピング、労働問題、開発途上国の実施問題で合意に至らなかったことがあげられている。再開の目処は現在までのところたつてはいない。こうした情勢下、今後の交渉をにらんで感じていることを三つほど上げてみたい。

第一はNGOや発展途上国の行動が、欧米、輸出国サイドによる一方的な国際ルールの決定を阻止したことに於いてである。市民パワーや発展途上国の台頭は、弱肉強食の資本主義経済に着実に潮流の変化をもたらしつつある。しかしながら、こうした力学の変化から

再交渉の行方を樂觀視するむきもあるが、むしろ欧米、輸出側逆襲は激しくなり交渉は一段とし烈さと混乱を増すとみるべきであつて、あらためて日本の主張についての理論武装強化が求められる。

第二はこれと関連するが、日本の最大の主張点である多面的機能についての考え方の整理の必要性についてである。先の会議では我が国は強硬に多面的機能を主張したものの、共闘を組んでいたEUは、非貿易的関心事項に環境、食料安全保障、農村地域の活性化が盛り込まれていれば多面的機能という言葉にはこだわらないとの立場を表明し

WTOシアトル会議再考

絶対負けるわけにはいかない再交渉

た。我が国政府も景観の形成と文化的伝承以外は概ねカバーされているとしているが、我が国とEUの理解の仕方には根本的なところで食い違いがあるように思われる。まずEUは我が国と違って穀物の輸出国という立場にあること、またEUは畑、牧草地中心であるのに対して我が国は水田中心であり、水田の稲作による活用なしには多面的機能の発揮が難しいこと、さらにはEUは既にデカップリングによつて農業を支えてきていることの三つをよく踏まえておかなければ同床異夢となりかねない。あわせて韓国や、今後加盟が予定されている中国、台湾等、東アジアの自然条件、貿易構造が比較的類似し稲作を主とする各国とのさらなる連携強化が重要である。

第三が、国際基準と国内基準との調整

いわゆるハーモニゼーションの問題の持つ重要性にかかると認識についてである。前回のガット・ウルグアイ・ラウンドではハーモニゼーションの問題への関心は全体に乏しかった。WTO体制が進行し、国際化・市場化が加速する中、表示、安全性基準等が農産物貿易に及ぼす影響は決定的である。その典型が遺伝子組み換え作物である。これへの対応にはEUが単一欧州議定書に明記した「予防措置の原則」、マーストリヒト条約に盛り込んだ「慎重の原則」等について、国内での十分な議論と哲学の整理が不可欠であると考える。

(基礎研究部長 荻谷 栄一)

今月のテーマ：WTO交渉にのぞんで

WTOシアトル会議再考.....	1	ぶっくレビュー『何のために農業が必要か』.....	9
WTO再交渉について.....	2	あざみち.....	10
WTO新ラウンドの構図と課題.....	3~4	虹のかけ橋.....	11
地域協同組織研究会について.....	5~6	統計の眼「広がり続けるハンバーガー食文化」.....	12
地域農業をマネージする農協.....	7~8	編集後記.....	12

調査・研究ノート

WTO新ラウンドの構図と課題

一、はじめに

ウルグアイラウンド(以下UR)が正式合意してはや六年、WTOで新しいラウンド(多角的貿易交渉)が始まるうとしている。周知の通り、新ラウンドは昨年一二月にシアトルで立ち上げようとしたが、NGOの反対運動、各国の利害対立等により会議は決裂し、米国で大統領選が始まったこともあり再開の目処がたっていない。しかし、農業交渉についてはUR合意のなかで二〇〇〇年に再交渉を始めることが決まっております、この三月にジュネーブで農業委員会が開かれ、交渉は実質的にスタートした。

海外投資の不安定性が大きな問題になっており、それをWTOの場でルール化して欲しいという期待がある。投資問題についてはOECDで多国間投資協定(MAI)が検討されたが、この協定は多国籍企業の論理であり国家主権を侵害するものとの批判がNGOや途上国から起きて実現に至っておらず、投資ルールが今後WTOの場でどう扱われるか注目される。また、近年、労働団体(特に米国)や環境保護団体が「労働と貿易」「環境と貿易」の問題を取り上げており、WTOとしてこうした新たな課題にどう対処するのかが一つの焦点である。

も引き続き重要な交渉テーマである。URでは、農業保護の水準を計測する指標としてAMS(Aggregate Measure of Support)内外価格差×生産量+削減対象財政支出」という考え方が採用され、URではAMSを六年間で二〇%削減することが決まった。新ラウンドでは、このAMSのいっそうの引き下げ要求が出てくる可能性があり、削減対象からはずされた「グリーンボックス」や「ブルーボックス」の内容も討議される見込みである。

二、交渉テーマ

今回のラウンドは、正式な国際機関となつたWTOとしての初めてのラウンドであり、加盟が予定されている中国も含めた二一世紀の世界の貿易秩序を形成する重要なものである。

農業交渉も、基本的にはURの延長線上にあるということが出来る。主な焦点は、関税率引き下げ、国内保護削減、農業の多面的機能、食品の安全性であり、その内容は以下の通りである。

近年急速に注目されているものに、食品の安全性、遺伝子組み換え食品の問題がある。EUでは、狂牛病問題が起きたこともあり食品の安全性は消費者の重大な関心事になっており、最近も米国との間でホルモン牛肉を巡って激しい応酬があった。遺伝子組み換え食品についても、健康や環境

主な交渉テーマは、農業、サービス貿易、知的所有権、国際的投資ルール、アンチダンピング問題であり、URで積み残した課題が引き続き話し合われる見込みである。特に、日本の産業界にとつては、国際展開をするにあたってダンピング訴訟

URでは非関税措置を関税化したのが、国内農業への劇的な影響を緩和するため高い関税率が設定された。この関税率の引き下げが交渉される見込みであり、日本にとつては、米、小麦、乳製品の関税率が特に大きな問題である。また、輸出補助金問題

近年急速に注目されているものに、食品の安全性、遺伝子組み換え食品の問題がある。EUでは、狂牛病問題が起きたこともあり食品の安全性は消費者の重大な関心事になっており、最近も米国との間でホルモン牛肉を巡って激しい応酬があった。遺伝子組み換え食品についても、健康や環境

への影響についての懸念が否定できないことからEUは慎重姿勢をとっており、その点でも米国と対立している。

四・日本農業にとつての意味

日本農業にとつて最大の問題は、関税率引き下げ、農業保護削減、国家貿易のあり方であり、特に米、麦、乳製品が重要である。URでは高関税率が設定されたため関税の影響はほとんどなかったが、今後二次関税率が引き下げられると、国内価格に影響が及んでくるであろう。既に米、麦、牛乳・乳製品とも価格形成における市場原理の導入が着々と進められつつあるが、それによる価格低下がもたらす農業所得の減少をどう補うのが農業政策の重要な課題である。また、日本でもEUの条件不利地対策に学んで中山間地域への直接所得補償が今年から実施されることになったが、こうした支援措置が引き続きグリーンボックスとして認められるのかという問題もある。

なお、農村整備(土地改良事業)のための財政支出は、URではグリーンボックスに入れられたが、土地改良事業については自然環境という視点から制度を再検討する必要がある。日本は農業の多面的機能(外部経済)のみを強く主張しているが、農業には「外部不経済」(環境汚染)もあり、その観点からの対策(農業環境政策)や制度改革が求められている。

このように、UR以降、農業政策は国際

的協調の時代に入ったということができ、一国だけの論理で農業政策を運営することが困難になっている。諸外国の制度を知り、国際交渉、国内政策に望む必要がますます増大しているといえよう。

五・交渉の見通しと課題

今回のWTO農業交渉はURの延長線上にあるが、UR交渉開始時とは取り巻く状況が大きく変化している。

その一つは米国の農業の状況の変化であり、UR開始当時は米国は深刻な農業不況にあったが、現在は平常状態に戻っている。また、米国は好景気により財政赤字が解消し、農業財政削減圧力が弱まっている。もう一つの変化は、EU、日本が農政改革を着々と進めてきていることである。EUは、一九九二年のCAP改革に続いてアジエンダ二〇〇〇を策定し、価格支持の削減と、農村政策、環境政策へのシフトを進めており、日本も新しい基本法を制定して農政改革に取り組みつつある。

さらに、中国がWTOに加盟する予定であり、途上国の主張が強まっていることも大きな変化である。途上国の中にはURの恩恵を受けていないとして自由貿易そのものに疑念を抱いている国も多くあり、今後途上国が一九七〇年代の「新国際経済秩序」の主張のように、先進国中心のWTO体制を批判し新たな国際経済秩序を要求して行く可能性もある。また、シアトル会議で象

徴的に現れたように、環境保護団体、市民団体のWTO批判が強まっており、自由貿易原理そのものに対する疑念、批判が強まっているということも注目すべき動きである。

このように、現在の世界の構図は八〇年代とは異なっているが、貿易の拡大を目指すWTOの性格上、新ラウンドが自由貿易を推進する方向で決着することは間違いない。しかし、UR農業合意は輸出国の論理であったということは確かであり、日本にとつては、URのような欧米主導の決着とならないよう、自国の主張は堂々として行くべきであろう。その点からも、日本が自由貿易原理の限界を指摘し「食料主権」の主張を掲げることが理に適っていると言えよう。

WTO(GATT)は戦前(戦中)の教訓に学んで形成されたものであり、戦後、貿易紛争の解決の場として一定の役割を果たしてきたと評価すべき面もあり、「国際公共財」として今後も尊重すべきであると思う。しかし、「自由貿易」が全ての問題の解決につながるわけではなく、WTO協定の内容を環境、途上国、市民の立場を考慮した内容に改革していく必要がある。さもないと、今後モシアトル会議のようにNGOからの批判を浴び、WTOが世界の市民から尊重されるものとして生き残っていくことはできないであろう。(清水徹朗)

調査・研究ノート

地域協同組織研究会について

地域協同組織の実態と連携の可能性をさぐる

一、問題意識と問題の所在

地域は我々の想像の枠を越えて流動化している。そして、人々は真の自立に向けて歩を踏み出した。それは、既成の組織にはこだわらない、多様な組織・グループを作りながら、多彩な活動を展開している。

人々の生活拠点としての地域社会を、いかに豊かで暮らしやすいものにするかは、当の人々はもとより、何らかの組織活動を担う主体にとっても当然の目標であるはずである。「あるはずである」と書いたのは、最も主力をなす地域の組織である農協で、なによりもまず「地域社会」そのものを活力溢れるものにするとは、明確に意識されていないかつたのではないかとの見方も成り立つからである。

農協はさまざまな組織活動を行なっている。また伝統的な集落組織をはじめ、生産生活、文化の各種組合員組織や女性組織を持つている。地域には他に生協もあり班活動始め組織活動が盛んでもある。さらに山間地では森林組合が、漁村では漁業協同組合が活動している。

しかし、最近の状況はもっと多様だ。人々は自由に組織し、グループ化している。そ

れは一面では既成の各協同組合の組織に一定の限界が見え始めていることを意味するし、魅力を欠いている証しでもあろう。その実態は未だ定かではないが、確かに時代は変わりつつある。

我々の従来からの問題意識は、当研究機関の性格も手伝って、ともすれば協同組合の「内なる視座」からのみ地域の状況に對峙し、いわば地域の人々を協同組合の組織活動のなかにいかに取り込むか、という観点に置かれてきたきらいがある。

しかし、ひるがえって考えれば、協同組合はその基本理念に、自由で公正な社会の実現をめざすとある。ならば、地域社会さらに言えばその地域社会を重層化させた意味での社会制度そのものを、改革するといふ目標を根底にすえなければならなかったはずである。だとすれば、ここで我々が、地域に視点を置いて、各種組織やグループの連携による地域社会の新しいあり方を模索しようと試みることは、別に目新しいことでもない。

協同組合に集う人々も、直接的には自己の「経済的」利害によっているのだから、その実現すら実は、地域の幅広い生存条件

に規定されているのは当然だ。最近の状況は、それをより明確に意識しだしたのだということが出来るだろう。

不幸にして、協同組合はバラバラな法制で成立させられている。その故もあり、地域に開かれた組織とは必ずしも言えない。それぞれの協同組合組織は、それでも地域社会の一般の人々に「共生」の手を差し伸べてはきた。

視点を改めてみよう。

いいではないか。自らの組織活動の中に全てを「取り込む」ことを目指さなくても、もっと弾力的に考えよう。地域社会の人々にとつて、どういう組織、グループ、そのネットワークが望ましいのかと考えればいい。その場合、農協はじめ各協同組合は有力な組織であることには変わりはないが、連携するべき一組織と位置づけられるに過ぎない。もとより、地域社会の人々がこうした「組織」を必要とすればであるが。

したがって、当研究会では、これまでの協同組合研究の枠を越え、周辺の関連分野まで含めて、新しい地域の動きについて、理論・実証の両面にわたり多角的見地から調査研究をすすめることになる。

本研究会は基礎研究部内の協同組合研究グループ(平井、根岸、大江)によって組織、運営される。そして、本調査研究の全体の進め方や論点整理を的確にするため、中川雄一郎明治大学教授(日本協同組合学

会副会長および協同総合研究所理事長)にアドバイザーをお願いすることにしてある。

二、調査研究の方法

では、どんな調査研究の方法が考えられるのか。

なによりも実態を把握することが課題であるが、あわせて、随時開催される研究者、学者、現場実践者、行政担当者等からの「ヒアリング」形式による研究で構成することとした。それは、実態を知る方法論のうえでも、またその実態を理論的に整理していくうえでも、必要との判断からである。

固定的な方法論は採らない。地域が流動化しているのと同様、実態調査の過程でも、方法論の修正や理論的位置づけの検討や修正は行われてもしかたない。新しい分野への調査研究では試行錯誤はやむをえないと考えている。

以下、その具体的な進め方を列記する。

(一)実態調査

複数の農村地域(東西二ないし三農協地区内)を対象として

a. 既存の協同組合組織の検討

b. 多様な主体による地域農業の活性化の実態

c. 協同組合や、協同組合以外の各種地域協同組織の活動および連携の動向、を明らかにする。必要に応じて農協組合員、地域住民等へのアンケート調査も実施する。

(二)ヒアリング

およそ二か月に一回程度を目途に、随時開催する。

ヒアリング講師には、協同組合関係および地域経済、地域農業、地域資源、ネットワーク論等の幅広い関係者を予定している。調査期間は二〇〇二(平成一四)年度末までのおよそ二年間である。

調査に当たっては、先入観は排さなければならぬが、検証を要すると思われる点が気がつくまま記しておく。

まず、地域に存在する各種組織、グループを結ぶ、地域としての共通のキーはなにか。その手法、仕掛けはなにか。それは、もともと協同組合の存在理由そのものであるはずだから、各地の(協同)組織、グループのネットワークによる新たな地域社会の創造とは、いわば、協同組合が目指した原初的な姿の再評価と言えるのかも知れない。

キーは物、金、サービスについて検討される。サービスなら共通項は情報・通信・輸送など、金なら地域に循環し地域で果実を産む「地域貨幣」的考え方もその素材である。

第二に、高齢者、ボランティア、趣味、サークル、など一見目立たない地域組織に正当な評価と位置づけを与えれば、より活性化するのはないかということである。

第三に、地域においてとくに女性を中心に活発化しつつある起業に関して、およそ

起業に当たった公的支援機関・組織の設置が望まれるのではないかという点である。

第四に、結局のところ、流動化する地域社会がネットワークで結ばれるとき、それは地域を核としながら、新たな社会の創造へとエネルギーを持ちうるのか。というようなことになるのではないだろうか。

三、第一回ヒアリングから学ぶもの

当研究会は、すでに実態調査のための予備調査を数農協について終えている。また第一回目のヒアリングも過日実施し、アドバイザーの中川雄一郎氏に講師をお願いした。

ヨーロッパの新しい地域社会の動向として、イタリアの社会的協同組合とともに注目されるイギリスのコミュニティー協同組合を主として福祉の観点から報告していただいた。すでに記録を刊行してあるので、詳しくはそれによらぬが、現実の我が国の協同組合(とくに農協)に即して印象に残るのは、若干前述したように、これらの組合では、組合員はじめ地域住民を組織活動のなかにいわば「囲い込む」ことを是としてきたが、一度「解き放す」ことが必要ではないかと述べていることである。一見逆説的だが、それはさまざま組織が生まれつつある地域の人々の協同のあり方、暮らし方、「福祉」の意味を、個の自立と真の自己変革の角度から、問い直す必要性を指摘していると言えるだろう。(平井 隆)

現地ルポルタージュ

地域農業をマネージする農協

富山県福光中央農協

富山県では、九八年末で二六六の集落農場型組織（全集落の一・七％）が育成されている。そのうち一七組織は協業経営で、その中には七特定農業法人を含む二一の法人がある。

同県の集落営農は、協業経営体の絶対数が極めて多く、多様な形態の中で協業経営が四四％と大きな割合を占め、また、最近では直接協業経営を目指すものが多く、さらに組織の崩壊がないことなどの特徴がある。最近では活発な県西から東部にも拡大している。

同県の中でも、一層活発で、興味深い活動をしている福光中央農協を紹介する。

一、農協による地域農業の管理戦略

砺波平野の南西の福光中央農協は、九五年に策定した「福光町二一世紀農業農村創造アクションプログラム」で一町一農場を提唱している。

資料によれば一町一農場は、農協が農地の効果的な利用、団地的転作、農業機械の利用等の側面で、農業者の相互間の調整や組織化を助長しようとする活動とされる。いわば農協が、管内のより良い農業を追求して、地域農業を管理し、指導しようとしている。

具体的には、一括管理による農地の面的集積、作付品種の面的集積、機械作業の面的集積、米のプール価格、転作のとも補償（団地化）、農業機械のリースを掲げている。

農地の一括管理は、農協支所を一単位とした地区農地管理組合が行う。地域の話し合いで、農地の荒廃、不作付、放棄地を未然に防ぎ、管内農地の高度な利活用と効率化を進めるため、集落を基準として営農体制の確立を図るとされている。

すなわち農協が一旦農地の利用権を集積し、経営体別、品種別、機械作業別の集積を考慮して、担い手農家や営農組合へ農地の利用調整を行うことをめざしている。

当初目標では、個別農家、中核農家及び集落営農がそれぞれ三分の一を担うことを想定していたが、最近では集落営農が計画を越えて著しく伸長している。

二、急速に育成される集落営農等

管理組合が指導する集落内の農家の話し合いでは、農地を中核農家へ集積する場合もあれば、全員で集落営農の組織化を希望する場合もあるという。

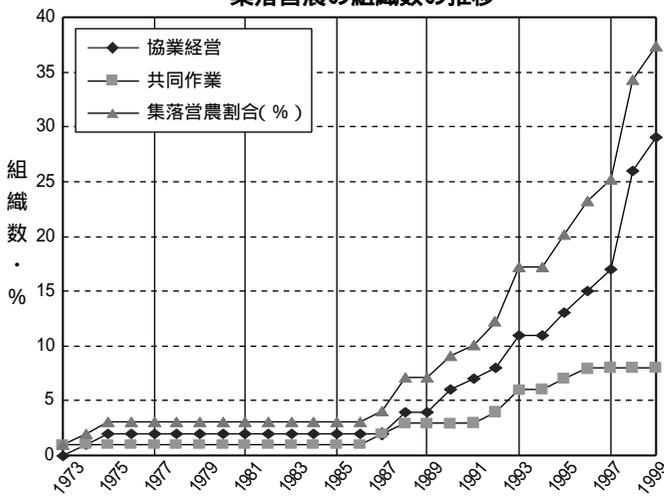
現在の集落営農は三七組織、うち協業経営一九、共同作業八である。また中核的な

大規模農家が七五戸、その他の共同利用組織（コンバイン等の共同保有・個別利用）三〇が育成されている。

これは、集落営農が全集落の三七％を占め、その中でも協業経営の全集落に対する割合が二九・三％と極めて高いという特徴がある。ちなみに富山県の協業経営の全集落に対する割合は五・二％であるから、ずば抜けて多いことが知れる。

その集落営農の増加は、図の通りで、特に最近の伸長が著しい。しかも、一個の組織経営体として独自の活動をする協業経営

集落営農の組織数の推移



の組織数の増加が著しいことがわかる。

こうした協業経営は、極めて構造改革の意欲が強く、農業生産性の向上と省力化を達成するほか、農協施設の効果的な利用にも貢献している。

三．カントリーエレベーターの利用改善

米の計画生産とともに、福光中央は、ライスコンビナートと呼ぶカントリーエレベーターなどの一連の施設活用を、今後の重要な販売戦略に位置づけている。すなわち高品質、均質、粉貯蔵による鮮度保持（今摺り米）、バラ対応を行うとする。

この利用効率化のため、作付け品種の絞り込みを指導し、九九年の水稲の作付けは、コシヒカリ五七・四％、酒米二七・〇％、もち米一四・六％、その他一・〇％である。もち米と酒米の収穫期間は八月下旬から九月上旬、コシヒカリは九月中下旬であるから、既に作付け品種で時期調整がなされている。

カントリーへの受入れは、バラ初（七三・六％）とバラ玄米（二六・四％）である。中核農家の大量搬入以外も、集落営農やコンバインの共同利用組織によって集団的な搬入が多くなされている。

この結果受入れは、かつては早朝五時から夜中までかかったこともあるが、今では組織単位で行うため夕方には終了し、しかも土日に集中することもない。これは、組織育成の成果が生かされて、計量と伝票発

行の手間が著しく省けているからである。

同様に転作の取組では、徹底した指導により、五〇二ha（生産調整面積の七三・八％）を団地化し、その中で三分の二は五ha以上の規模にしたという。

四．背景には活発な協同活動

活動の基礎には、協同活動強化運動があり、農家と農協及び農協職員間で徹底した議論をする場を設けている。これにより、農家や職員の知恵、アイデア、意見、不都合などを提出させ、話し合うことにより、優れた発想はより高度なものに育て、不都合な事案を積極的に改善する機能を担わせている。

現在進行中の協同活動強化第八次三ヶ年運動は、協同こそ共生の礎 未来を拓く協同活動の展開」を旗印に、環境にやさしい活いき農業・農村づくり、ゆとりと豊かさのある活いき地域づくり、みんなのよりどころとなる活いきJAづくりを目標としている。

協活運動の実践は、C I研究会（農協係長以下の指名された者で構成）、業務研究会（農協係長以上の全員で構成）、協活幹事会（各種団体のすべての長で構成）を組織し、それぞれが運動の三目標別の部会に分かれて討議する。並行して農協理事も、三部会に分かれて検討している。

C I研究会は、新しいアイデアを提出する役割を担い、職員は極めて大変だとい

が、重要である。九九年度には、晩夏に五〜六回開催している。C Iでの提案は、秋に業務研究会でさらに検討され、一二月末には原案が作成される。

協活幹事会は、農協管内をいくつかの地区に分けて生産組合、青年部、女性部、地区、生産組織、集落営農、総代などの代表で構成するが、それでも百名余りになる。あらゆる団体をカバーするので、農業者との意思疎通に重要な役割を果たしている。並行して協活幹事会も六〜七回は開かれた。この原案を元に、年初に支所毎に意見交換をしつつ、最終的には年度末の冬季集落座談会でまとめあげられる。

これらの半年余の一連の会議では、福光の農業、生活、JA経営をどうするかが徹底して討議される。集落営農もこの運動の中で提案され、実践に移されたものだ。また、農業振興計画なども、いわばこのような全員参加、全員との話し合いの中から策定されるので実行性が高い。

五．おわりに

農協が農家の農業生産の合理化と農協運営施設の効率化を指導・推進することは、農協による地域農業のマネージメントである。今後は、農協と農家との緊密な関係を築く協活などの手法を含め、このような地域農業生産への農協の積極的な関与のあり方を考究することが必要であろう。

（道明雅美）

ぶつくとくしょ

本書は、農民作家として知られる著者の最近の評論集である。現在進みつつある世界的な農業自由化の動きと、日本における「農業潰し」に対し、強い怒りを著者は本書でぶつけている。

著者によれば、この急ピッチの農業潰しによって、農村から「人、作物、農地」が奪われつつある。既に「人」と「作物」は旧農業基本法のもとで大きく失われてきたが、今回の新基本法制定で企業の農業参入に道が開かれ、最後の「農地」までもが農民から奪われつつある、という。

かくも「農業・農民潰し」が急ピッチなのは、三つの理由があるという。第一は、ゼネコン型政治・経済体制である。多額の税金の実に半分がたいして必要でもない公共事業に使われる一方で、社会福祉や農業の予算が削られている。第二は、アメリカへの隷属である。「人の痛みを知らない」アメリカの主導による経済のグローバル化に対し、日本政府の対応はあまりにも追隨的で弱腰である。そして、第三に金持ちになる過程で日本人が拝金主義に陥り、経済以外に農業がもつ価値を見失ってしまったこ

とである。

本書はさまざまな場で発表された評論等を編んだもので、こうした日本農業の現状に対する打開策が体系的に展開されているわけではない。そこを敢えて筆者なりに整理するならば、以下のようになるだろうか。

一つは、全中が指導する農政運動のあり方を変えることである。これまでは、コメの自由化反対運動に象徴されるように、「一所懸命やった。しかしだめだった。結局しようがない。」という玉砕型の運動であった。「玉砕型」の運動に代わって著者が主張する

『何のために農業が必要か』

坂本進一郎著（御茶の水書房）

のは、EUの運動のようにしたたかな「提言型」の運動である。特に、市場原理導入がもたらす農産物の価格低下に対し、デカップリングによる十分な直接所得補償制度の導入が絶対に必要である。

第二に、「内なる自民党（お上意識、利益誘導的な古い政治システム）」と決別して、高い志をもった市民運動をもりたて、農業者自身が政治を変えていくことである。陳情型の政治システムから、農業者が運動の担い手となって社会を変えていく政治システムへの転換が必要である。

そして第三に、「世界規模の市場」に對置するために、私たち自身の食生活を見直すことによって、「身土不二」や「自給自足の理念」を回復し、「コミュニティ型市場」を創出することである。

本書は、こうした日本の農業問題に関する評論の他に、カンボジアの政治家ポル・ポトに捧げられた詩や、歌人石川啄木についての評論も収められ、著者の思想と文筆活動の広さを垣間見せている。

著者は、大学で経済学を勉強して北海道東北開発公庫に勤めたあとモデル農村の大

湯村に入植した異色の農民である。したがって、その鋭い政治・経済意識、海外にまで農業視察に出る行動力と経済力、幅広い文学の素養などは、現在の日本の農家全体を代表するものではないだろう。

しかし、企業的な農業者や環境意識の高い農家が育つこれからは、著者のような鋭い論客が若い農業者の中から陸続と現れることを期待したい。そして、日本農業を現状に追い込んだ政治家や役人、既成の団体、そして学者などの間違いと嘘を暴き、国内だけでなく海外の農業者や消費者達とも交流を深め、日本農業を変える運動の先頭に彼らが立つていくことを願うのは筆者だけではないだろう。

（一九九九年十二月、二一四頁、二、〇〇〇円）

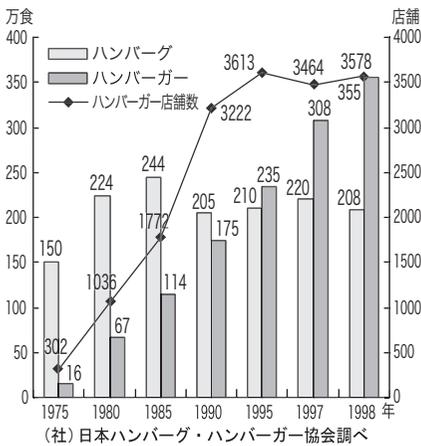
（須田敏彦）

統計の眼

広がり続ける「ハンバーガー食文化」
 政府は二〇一〇年度の食料自給率目標を四五%と設定したが、同時に、「食料自給率の低下は食生活変化が大きな要因」であることから、農水省は「食生活指針」を作成し、米を中心とした「日本型食生活」普及に取り組みこととした。
 しかし、これは「言うは易し、行なうは難し」である。なぜなら、食嗜好も食スタイルも「日本型食生活」とは全く異なるファーストフード型の食生活が浸透しているからである。その一例をファーストフードの先兵であるハンバーガー市場から見てもよい。

図に示したのはハンバーガーの一日生産食数と店舗数で、九八年度は一日三五五万食生産されている。一年間では一億九、五七五万食となり、赤ちゃんからお年寄りを含めて一人で年間一〇個食べたことになる。ちなみに、ハンバーグは六個程度である。これに飲み物等を加えたハンバーガー市場の年間売上高は九八年度が六、〇五四億円で、同年度の農業粗生産額九兆八、六八〇億円の六・一%に相当する。原料の牛肉・小麦粉・ジャガイモ等は輸入品に依存しているので、食べれば食べる程輸入を増やすことになる。これを牽引しているのがM社で、九八年度の売上高は三、七七八億円とハンバーガー市場の約六割を占める。そして

ハンバーグ、ハンバーガー1日生産食数と店舗数



「コンビニのおにぎり」を標的にしての大量の新規出店や「半額キャンペーン」で売上高を伸ばし続けている。そこで筆者が思いだすのは、ほぼ二〇年前、学校給食調査に関連して同社の商品開発担当者にインタビュールした時に、味は慣れです。初めはアレツと思っても繰り返して食べていると美味しく感じるようになるのである」と言われた言葉である。

ファーストフード型食生活の浸透で「米」も他の食品と同列視する子供たちが多くなっている今(農中総研調査)、「米を中心とした食生活」を普及するのは容易ではない。食生活を変えた要因にまで切り込みながらダイナミックで、かつきめ細かな取り組みを展開していくことが必要だと思われる。

(根岸)